

発言表（厚生労働委員会）

白石洋一君（立国社）

加藤 厚生労働大臣

亀岡 文部科学副大臣

政府参考人 文部科学省 矢野 大臣官房審議官

政府参考人 文部科学省 森 大臣官房審議官

政府参考人 文部科学省 寺門 総合教育政策局
社会教育振興総括官

政府参考人 厚生労働省 達谷窟 高齢・障害者雇用開発審議官

政府参考人 厚生労働省 日原 大臣官房年金管理審議官

政府参考人 厚生労働省 吉田 医政局長

政府参考人 厚生労働省 宮寄 健康局長

政府参考人 厚生労働省 小林 職業安定局長

政府参考人 厚生労働省 大島 老健局長

政府参考人 厚生労働省 高橋 年金局長

テーマ1 現高3生の入試の公平性確保策を！

○盛山委員長 次に、白石洋一君。

○白石委員 立国社の白石洋一です。

まず、地元の高三生から受けた相談をもとに質問させていただきます。

九月入学なんですけれども、これは、私自身、三月の六日に佐々木文科政務官にお願いし、そして四月の七日には今いらしています亀岡副大臣にもお願いしました。前回のときは主に、九月入学というよりも、高三生にオンライン教育を優先的にやってほしい、特に地方の公立高校、こういった生徒を優先的にお願いしたい。これも引き続きお願いしたいと思います。きょうは、それに加えて、現高三生のための制度をぜひ考えておいてほしいという趣旨で質問させていただきます。

私が描いているイメージというのは、地方の公立高校の普通の家庭。今、普通の家庭というのはコロナで経済状況が悪くて、教育費とか、子供は進学を希望するんだけど、その仕送りとかこれから何年あるのか、そういったことを非常に

心配している家庭で進学を希望している、そういう現高三生を念頭に置いております。

それで、まず最初の質問です。

今、全国の公立、私立も含めた高三生の休校の状況と、そしてこれからどうなるのかについて概要を教えてください。

○矢野政府参考人 お答え申し上げます。

全国の国公私立の臨時休業の状況につきましては、四月二十二日の時点におきましては、小学校及び中学校の九五%、高等学校の九七%において臨時休業を実施しており、最新の状況、これは五月十一日時点でございますが、現在調査を取りまとめ中でございまして、間もなく公表予定でございまして。

都道府県の県立学校の臨時休業については、現在文部科学省が把握しているところでは、五月十一日時点で学校を再開したのが七県、五月中下旬までの休業を決定しているのが九県、五月末までの休業を決定しているのが二十九都道府県、休業期間未定なのが二県となっております。

○白石委員 先ほどは公立というふうにおっしゃったんですね。五月末まで二十九都道府県ということで、そこまでは、三月から始まってずっと休校の状態になっている。そして、私立も同様だと思います。

一方、休校といっても、実際はオンラインで授業をしていて、先生は学校にいてオンラインで授業をしている、これも休校というカウントになっていると思うんですけれども、それで、宿題じや

なくて、オンラインで授業がなされている状況について、できればそのオンラインが一方向、ただ聞くだけ、ユーチューブを見ているだけのようなものではなくて、双方向、Zoomみたいなもので質問も受け付ける、こういったところの状況は把握されていますでしょうか。

○矢野政府参考人 お答え申し上げます。

文部科学省におきまして、新型コロナウイルス感染症対策のための学校の臨時休業に関連した、これは公立学校ということでございますけれども、学習指導の取組についての調査を行ったところ、臨時休業中の家庭学習につきまして、四月十六日時点で、同時双方向型のオンライン指導を通じた家庭学習を実施する設置者の割合は五%というふうになっております。

○白石委員 公立では五%と非常に低いわけですね。

でも、公立というのは、高校三年生にフォーカスしてお話しします、まだ受験のための勉強をしないといけない教科書が随分残っている。一方、イメージですけれども、私立の進学校で中高一貫みたいなところは、もう二年生までに高校の習うべき教科書は全部終えて、あとは問題演習というふうになっているところが多いと思うんですよ。ですから、ここで教育格差が非常に大きくなっているということを私は危惧するわけです。

そこで、それを、学習の、均一な修学の保障をするためであって、九月入学というのも一つの方策としてあるんですけれども、これは今政府の方でも検討を始めて、そして、各省に課題を提出す

るようになると、締切りも過ぎていってしまうので、その結果の状況はいかがでしょうか。

○寺門政府参考人 お答えを申し上げます。

九月入学につきましては、萩生田文部科学大臣が国会で御答弁しておりますとおり、文部科学省だけにかかわる問題ではなくて社会全体に影響を及ぼすものでありますことから、各方面との調整が必要であります。したがって、委員御指摘のとおり、各府省に対しても、どのような課題があるかについて検討などをお願いしているところでございます。

現在、各府省から頂戴しました回答を精査している段階でございます。まだ御説明できる段階に至っておりません。お尋ねを賜りながら、まことに申しわけございません。

なお、文部科学省としての九月移行についての課題等についての認識でございますけれども、九月入学のメリットといたしましては、学校休業がさらに長期にわたった場合、現在在学している子供たちの学年の期間を延ばすことで教育活動の時間を確保できること、また、長い夏休みが学年の途中に入らないことにより年間の教育活動をより円滑に進めることができることなどが挙げられる一方で、課題としては、就職の時期が半年おくれることによる企業等における人員不足、また、特定の学年の人数が急激に増加しないようにするなど移行方法について十分な検討が必要であること、また、子供の在学期間が長くなることによりまして保護者の経済的負担が増すことなどが挙げられ

ます。

こうした課題、メリット等のほか、今後のコロナウイルス感染症の状況を見ながら検討を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○白石委員 容易なことではないということだと思えます。

それで、今回私がお願したのは、少なくとも高校三年生、現高三生の大学入学についてだけ何カ月かずらす、例えば、九月入学になるように五月月ずらして九月入学にする、この学年だけ合わせてやるということも一つ考えられるんじゃないかなというふうに思うんです。それを、もう学校をやっているところもあるじゃないかとそのままやったら、この二、三カ月でついた学習格差が尾を引いて、来年の大学入学の結果が公立高校については、非常に悲惨なことも私は危惧するわけです。

ですから、現高三生についてだけ入試を五カ月ずらして九月入学にするということも一つの選択肢として考えていただきたいんですけれども、副大臣、いかがでしょうか。

○亀岡副大臣 先ほどから委員の問題視されている、学校の臨時休業期間が長期化する場合においても、高校生が授業を十分に受けることができなようなことによつて学習に著しいおくれが生じることのないようにすることは大変重要だと考えております。

このため、文部科学省としては、まず、早期の終息に向けて感染拡大防止の取組を徹底した上で、これまでも行ってきたいる子供の学習の保障のた

めの取組を一層しつかり進めていきたいと考えております。

御提案のような、現高校三年生の卒業、大学入学の後ろ倒しを含む九月入学については、仮に我が国の社会全体の問題として広く国民の間で認識が共有できるのであれば、学びの保障のためのやむを得ない選択肢の一つであるとは考えておりますが、いずれにしても、子供たちのための最高の選択肢は何かということも第一に考えていくことが重要であると考えておりますので、しっかりと取り組んでいきたいと思えます。

○白石委員 やむを得ない選択肢の一つとして考えていきたいということ、もちろん、今、学校のおくれを取り戻すのが一番大事で、終息したらそれをフルに發揮していただく、これが第一です。ただ、入試という意味では、一月に、共通一次と言わない、そういうものがありますね、今は。それよりも前に、AO入試とかあるいは推薦入試というのは秋から始まるので、そろそろ考えておかないとまずいということでこういう提案、促しをしているわけでありませう。

それで、このずらすということについて、どういった負担があるのかというのもあるんですけれども、今文科省の方で、現三年生を五カ月ずらしたことによつてどんな負担が出ると考えていますでしょうか。

○寺門政府参考人 お答えを申し上げます。

平成三十年度的子供の学習費調査によりまして、子供を高等学校に通学させている保護者におきましては、例えば授業料や学用品費などの学校教育

費、また学習塾費、体験活動費などの学校外活動費を支出してございます。仮に委員御指摘の高校三年生の在学期間が延長されるとなりますれば、こうした費用について経済的な負担が発生するものというふうに認識してございます。

○白石委員 そういった五カ月おけることによつて、単立ち、子供が単立つのがおくれるということでも生活費は上がる。ただ、やはり親の身になつて、今の高校三年生の親の身になつたら、それはやむを得ない出費として負担し、それで自分の子供が夢をかなえる、浪人はさせられない、ただ、あと五カ月、おくれを挽回できる時間をくれるんだつたらそつちの方がいいというふうに思うのが私は親心じゃないかなというふうに思うわけです。

そこで、提案なんですけれども、この際、現高校三年生やその保護者、そして学校関係者も含む方々に、高校三年生の進学について絞つたアンケートを全国で実施したらいいんじゃないかなと思ふんですけれども、いかがでしょうか。

○寺門政府参考人 お答えを申し上げます。

九月入学は、先ほども御答弁申しましたとおり、社会全体に影響を及ぼすものでありますことから、御指摘のとおり、趣旨を踏まえまして、当事者も含めてさまざまな方から意見を聞くことが重要だと考えてございまして、今後十分に検討してまいりたいというふうに考えます。

○白石委員 いろいろなアンケートを、今はコロナで非常に多忙なときですから、でも、やはり秋に入試が近づいてきている、そして、私もそうですし、限られたところから情報を集めるよりかは、

網羅的に今、ただ、今の高校三年生に絞つてアンケートをするということをぜひ考慮していただきたいなというふうに思っています。

それで、副大臣、いずれにしても、今検討されている九月入学、あるいは、先ほどやむを得ない選択というふうにおっしゃつた現高校三年生、あるいは、ほかにもいろいろな救済策というのはあるんじゃないかな。例えば入試の範囲を狭めるのであるとか、そういったものというのはあると思うんですけれども、いずれにしても、今の高校三年生で、環境によつて、おくれる方に学習格差がおくれる方についてしまった子供たちを救つていただけのように約束していただけますでしょうか。

○亀岡副大臣 まさに、今委員の御指摘されたとおり、不平等、不公平のないようにしなければいけないというのは大切なことだと考えております。特に、感染拡大の防止のために、臨時休業により、とりわけ進学や就職を控えた高校三年生の学びを保障し、希望する進路の実現に向けて必要な措置を講ずることが一番の重要なことと考えておりますので、文部科学省としては、五月一日に、段階的に学校教育活動を再開するに当たつての学校運営上の工夫として、時間帯又は日によつて学校の対象とする学年又は学級、学級内のグループを順次変えたりするなど分散登校の実施や、最終学年、特に小六、中三、高三等を優先した登校日の設定などについてまとめて通知をしたところであります。

また、来年度の大学入試の選抜については、当面、特に九月以降に出願が始まるAO入試や十一

月以降に出願が始まる推薦入試については受験生が大きな影響を受けることが予想されますので、特定の受験生が不利益をこうむることがないよう、現在、出願の時期や評価基準、方法などについて、高校、大学関係者、団体等との調整を行つており、それを踏まえ、各大学に対し配慮いただきたい点などを詰めているところであります。このうち、現時点で配慮をお願いしたい事項については、調整が整い次第、近々、大学等に周知したいと考えております。

さらに、就職を念頭に置き、資格取得を考えている専門学校生徒に不利益が生じないように、国家資格の受験資格等に関して厚生労働省や国土交通省の関係省庁とも協議をし、既に実習の代替措置等の柔軟な対応が可能である旨の通知を發出しております。

これらの取組を通じ、高校三年生に不利益が生ずることのないようしっかりと対応していくというところで、今考えているところであります。

○白石委員 ぜひ、今回のコロナ禍によつて今の高校三年生が就職氷河期的な感じになることのないように、特に環境によつて学習保障に不利益を受けた層をしっかりと手当てしていただくようにお願いいたします。

それともう一つ、九月入学を全体で考える場合は、今、六歳で義務教育、六歳になつて始めて来る四月で義務教育になつていて、それがまた五カ月おけるといふことで、今の世界の潮流であるとか、やはり子供は早く義務教育にして学校に入れて勉強させる、あるいはネグレクトなどの家庭

の問題もそれによって随分解消するということを考えたなら、義務教育の年齢はおくらせない方がいいと思うんです。

それで、今、文科省として、ほかの国の義務教育の就学年齢というのは何歳と状況を把握されていますでしょうか。

○寺門政府参考人 お答えを申し上げます。

お尋ねの点でございますが、例えばG20の構成国で見ますと、義務教育の就学年齢を六歳としている国が最も多く、我が国のほかに十二カ国となつてございます。ただし、六歳としている国におきましても、その多くの国におきましては、実際の入学時期との関係から、五歳児も入学しているものと承知をしております。

○白石委員 それで、副大臣、今政府で九月入学を検討する際に、ぜひ、義務教育を五カ月おくらせたままにするんじゃないかと一段早める、五歳にするということも一つのその際の検討事項に挙げさせていただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

○亀岡副大臣 先ほど世界のお話をさせていただきましたが、義務教育の就学年齢については、これまでさまざまな議論があることは承知しております。今回検討している九月入学と同様に、教育上の大きな課題の一つだ、これも大きく認識しております。

就学の早期化は、体制整備のあり方や財源も含めて学校教育制度全体のあるり方にかかわる問題であるとともに、社会全体にも影響を及ぼすものであり、各方面とも調整が必要な案件です。仮に議

テーマ2 新型コロナ対応で負荷がかかっている介護施設、スタッフへの支援を！

論を進めるとしても、我が国の社会全体の問題として国民の幅広い理解を必要とするものであることから、諸外国の例等も幅広く研究しつつ検討していく必要があると考えておりますので、ここはじっくりと検討させていただきたいというふうに考えています。

○白石委員 ありがとうございます。

それでは、文科副大臣、そして文科関係の質問はこれで終わります。

次は、私はずっとこの連休も事業所に電話しているんですけども、その中で、介護施設、特に通所サービスと言われる、デイサービスが中心なんですけれども、こういったところは相当打撃を受けているという感覚を持っています。

今政府でやっている持続化給付金は売上げベースですよね、売上げベースで前年同月比半分以下に下がったところなんですけれども、こういった介護、医療関係はそこまでは下がっていない、だけれども、特にデイサービスを中心とした通所サービスについては固定費があるものだから、固定費がかかっている、加えて今回、感染拡大を防ぐための消毒であるとかマスク、資材の購入とか、その工程がふえて、しかも念入りにやるということとでコスト高になって、職員さんも相当疲弊している、疲れているというところがあると思うんですね。

そういったところに、次の補正予算のときになるかもしれないけれども、手当てをするべきだという趣旨で、次の質問をします。

まず、今、対コロナで最前線で戦っているのは

間違いなく医療機関、中でも感染症指定医療機関と帰国者・接触者外来だと思うんですけども、そこに対して今特例的のどのような手当てがなされているのか。概要でいいので、簡単にお願います。

○宮崎政府参考人 お答え申し上げます。

今回の緊急経済対策で、病床及び軽症者等の療養場所の確保とか、あるいは重症者に対応できる医師、看護師等の派遣とか、医療用マスク、ガウン等の確保など、人、物両面からの強化を図ることとしておりまして、これらの経費につきまして、緊急包括支援交付金として千四百九十億円等を計上しております。また、裏として、地方創生臨時交付金を活用しまして、実質全額国費になるような対応を可能とさせていただいております。

加えて、診療報酬等におきまして、重症の新型コロナウイルス感染症患者さんに対する一定の診療への評価を二倍に引き上げるとか、あるいは、感染症の患者に直接向き合う医療従事者の皆様に危険手当として日額四千円相当が支給されることを念頭に、人員配置に応じた診療報酬を引き上げることなどが行われております。

さらには、無利子無担保を内容とする経営資金融資による支援などもございまして、こういったことで医療の現場を守りつつ、感染拡大防止に向けて取り組んでいるというところでございます。

○白石委員 千五百億円の交付金とそれから報酬のところでのポイントの特例と、これでもう十分とは言えませんが、それなりにされているということはあるんですね。

一方、感染症の患者を受け入れるところ以外の医療機関、ここは受診抑制で患者が減少して、これも苦境に陥っているというのを聞きますけれども、そちらに対する特例というのはどのようなものが今回補正を中心にあるんでしょうか。

○吉田政府参考人 お答えいたします。

委員御指摘のように、コロナ感染症の患者さんは受け入れていないけれども、患者さんの減少など経営に影響が出ている医療機関につきましては、独立行政法人福祉医療機構が行う融資がございません。これにより、新型コロナウイルス感染症の影響でやむを得ず機能停止等となった医療関係施設などに対しまして、無利子無担保の優遇等の支援を行っております。

また、経営が厳しい中小あるいは小規模の医療法人や個人診療所につきましては、持続化給付金も活用いただくことが可能でございますので、法人は二百万円、個人事業者は百万円を上限の現金給付もあるというふうに承知しております。

また、労働者の雇用の維持と生活の安定を図られるよう、解雇等を行わずに雇用を維持する医療機関に対しまして、休業等の要請を受けていなくても、休業手当について六〇%を超えて支給する場合にはその部分に係る雇用調整金の助成率を一〇〇%にするということで、今申し上げた三つの施策それぞれ、コロナを積極的に受けていないけれどもと申しましょうか、医療機関として一定のコロナの影響により経営に支障が生じたところについて、それぞれの要件に該当する場合にはこのような支援を用意させていただいているというふう

うに御理解いただければと思います。

○白石委員 この無利子融資、配付資料にもつけていただきましたが、福祉医療機構によるものは条件はいいと思います。条件は、日本政策金融公庫のものよりも無利子の期間が長い。日本公庫は三年に対して、福祉医療機構は五年ですから金額も相応になっていることだと思います。ただ、私が最初に申したように、売上げ減少といても五割までは減っていない。ただ、医療機関、そしてこれから申し上げる介護機関は、固定費の比率が高くて、ですから損益分岐点も高いわけですね。そこをどう考えるかということなんです。

それで、先ほどまでは医療機関向けでした。次にお伺いしたいのは、介護施設向けに、今回の新型コロナウイルス対策として補正予算等でのような経済的な支援がなされていますでしょうか。

○大島政府参考人 補正予算の以前に若干介護報酬上の特例も設けておりました、人員基準を満たすことができない場合も減額をしないこと、あるいはデイサービスが居宅を訪問してサービスを提供した場合、あるいは電話によって安否確認をした場合も報酬を取れるといった扱いをしております。

それから、融資につきましては、先ほどの医療機関と同様に、福祉医療機構の無利子無担保の融資、それから株式会社等で民間金融機関から借入れをされている場合もございますが、信用保証協会のいわゆるセーフティーネット保証五号の対象にもしております。

そして、今般の補正予算の中では、一部物品等の支援も都道府県を通じて行っておりますが、それに加えまして、感染者が発生した介護施設や休業要請を受けた事業所等に対しまして、職員の確保に関する費用あるいは消毒の費用など、かかり増し経費について助成を行うこととしております。

○白石委員 ありがとうございます。

ただ、休業要請まではされていなくて、結構その範囲が狭いんじゃないかなというのが私の印象なんです。

もう一つは、介護報酬についての特例を設けているということで、それを設けたらどのような形で発出しているかというのが、配付資料の一つつけていただいた、先ほど答弁でありましたように、やはり一番、通所サービス、利用者さんが来なくなっているから、それを在宅、訪問ですね、施設側にとってみれば訪問に切りかえた場合の介護報酬のカウントについての事務連絡、こういったものが十通ぐらい今まで出てきていると思うんですけど、それが果たして介護施設、介護施設というのは非常に零細ともありますから、そこまでちゃんと行き届いているのかなというのが私が懸念するところなんです。

さらに、先ほどの答弁がこれかなというものを配付資料にもつけましたけれども、その中で、この上のところの②で、介護施設等の消毒・洗浄経費も支援されますということだと思っておりますけれども、これも申請が必要なわけですね。こういったところが、特に通所サービスをしているところ

にちゃんと話が行っているのかなど。

一方、中小企業庁の方では、その話がちゃんと行くように、こういう一つのパンフレットにして、これは中小企業庁の事業だけじゃない、ほかの厚生労働省だとか日本公庫だとかそういったものも含めて一枚の冊子にして、これがどんどん更新されていくってあるんですね。

お願いしたいのは、こういったものを、長引きそうですから、ぜひ作成して、そして、介護施設、大きいものもあれば小さいものもある、特に小さいところの、さらには特に通所サービスをしているところには念入りに届けていく必要があると思うんですね。

加えて、大臣、これから補正予算、第二次の策定を考えていらつしやると思うんですけども、こういった介護施設に対しても、直接の感染症拡大の被害じゃないかもしれないですけども、非常に神経をとがらせてやっていると、野党の方からは処遇改善という対案、法案も出しましたけれども、こういった介護施設に対しての経済的支援も考えていただきたい、必要があると思うんですけども、大臣、いかがでしょうか。

○加藤国務大臣 既に、今回の補正予算で、介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業というところで、今まで局長からも答弁をさせていただきまして、こうした施策もさせていただいておられます。よりわかりやすくということで、更にそれぞれの事業所の方々が使っていただきやすくしていきたいというふうに思っております。もう一つは、やはり介護あるいは障害者サービ

ス等について、入所されているところにおいても

それぞれさまざまな影響がありますけれども、特に訪問とか通所系のところにおいては、なかなか通所に来ていただけない、あるいは訪問したくてもなかなか訪問しにくい、こういう状況があるのではないかと、こういうふうには承知しておるところでありますので、それぞれ、そうした事業者、これも、通所と入所と一緒にしている場合、ばらばらになつていて、いろいろあるんだと思いますけれども、それぞれの業態の中で実際どうなつているのか。既に介護報酬の請求等を分析したり今、さまざまな話も聞かせていただいております。

やはり、こうした方々が、こうした感染時においても平時においても、高齢者や障害者の方々を支えていただく大事な基盤でありますから、この基盤が崩壊してしまったのでは、そうした方々あるいはそうした方々の御家族を含めて暮らしていけないという状況になつてしまうわけですから、そういった観点で、引き続き、必要な対策、これをしつかりとつていきたいと思っております。

○白石委員 補正予算、第二次が控えていますので、それをぜひ盛り込んでいただきたい。もともとと介護職員の処遇というのは低いということ、野党からもその処遇改善というのを出している。更に今回のコロナ禍ですから、危険手当的にも特別に処遇、そして介護報酬のポイント増し、それは感染症指定医療機関だけじゃなくて、こういったところにも配慮していただきたいというふうに重ねて申し上げます。

次の質問なんですけれども、雇用調整助成金で

テーマ3 雇用調整助成金：今回のコロナで一番打撃を受ける業種、事業体に合わせて、給付の迅速化、上限金額増を図るべき！

す。

先ほど申し上げたように、私もずっと電話しているんですけども、雇用調整助成金、申請を考えているとか、申請の準備をしているとか、申請をいたしましたという話は聞くんです。しかし、入金されましたというのが聞かれないんですね。もちろん、これだけでも国会でも問題になつている、それで改善もしているでしょうから、給付まで行った数はふえているとは思いますが、直近の申請受け付け数と決定件数を教えていただけますでしょうか。

○達谷窟政府参考人 お答え申し上げます。

五月十二日現在の速報値でございますが、雇用調整助成金の支給申請件数は一万四千六百五十二件となつてございまして、それに対して支給決定件数は五千六百六十六件となつてるところでございます。

○白石委員 三分の一になつてきているということで、決定されたら、大体何日ぐらいに入金、口座振り込みがされるのでしょうか。

○達谷窟政府参考人 入金の手続は金融機関等を通じてやりますのでちよつとばらつきがございまして、おおむね二日から四日程度というふう聞いてございます。

○白石委員 そこから四日程度は最大でかかるということ、これを早めてほしいということと上限金額を上げてほしいということは改めてお願いしたいと思っております。これにもう業を煮やして、自分から申請したいという人もいます。

これは、みなし失業として、失業保険給付の形で失業手当を受け取るということも今政府の方でも検討を始めたというふうに聞いております。この検討の内容について教えてください。

○小林政府参考人 雇用調整助成金の拡充それから支給の簡素迅速化、これは先ほど御答弁申し上げました。まず、雇用調整助成金を活用いただきまして雇用維持を図っていただくということがあくまで基本であるというふうに考えております。

その上で、みなし休業給付という御指摘がございました。みなし休業給付は、激甚災害法に規定をされており雇用保険の特例でございます。

これは事業所が直接被災した場合の特例であるということと、それから、この場合には、これを受給しますと、その後万一離職といった状況に立ち至った場合に基本手当を十分受給できなくなるおそれが生ずるといったことに留意が必要となるものであるというふうに思っております。

こうした中で、労働者が直接申請する仕組みについてでございますが、さまざま御指摘をいただいておりますのでございまして、労働者の立場に立って検討していく必要があるという観点から現在検討を進めておるところでございます。今後具体化を図ってまいりたいというふうに考えております。

○白石委員 ぜひ、これは次善の策でしようけれども、考えていただいて、ただ、やはり雇用調整助成金がちゃんと出るのが一番だと思います。そして、上限も倍以上にしてちゃんと払われるというのであれば、雇用主も、動機づけとして、雇

用調整助成金の方が、働いている人を失業させるであるとか、あるいは、雇用を継続するんだけでも資金的な負担に耐えられないからみなし失業してほしい、こういったことよりも、雇用調整助成金でちゃんと入って、それを自分のところの従業員全員に、その失業手当の原資を得るとというのが一番だと思います。

逆に、みなし失業ということになって個々人がハローワークに殺到すると、そうでなくてもハローワークは今混雑しているところに、また個々人が窓口に行くということで大変なことにもなりかねないので、もしこれを次善の策として入れるんだったら、その簡易化が必要なんじゃないかなというふうに思います。

それで、大臣、あと、この雇用調整助成金の迅速化そして上限の引上げということで、上限の引上げは、報道によると次の補正予算で検討されるということなんですけれども、やはり引き続き迅速化というのにも図っていただきたい。

それで、今、今までの本会議での答弁でも、休業計画は後でもいいということを書いていらつしやるんですけれども、休業手当が支払われたということさえ確認できれば出せるんじゃないかなというふうにも思いますし、ほかにもまだこれを加速化する、給付の迅速化を図るための具体的な手だても挙げてこの実効を担保していただきたいんですけれども、大臣、いかがでしょうか。

○加藤国務大臣 これまでも、申請の手続の簡素化にも努力をしてまいりました。また、体制を整備する、あるいは社会保険労務士の方のお力もか

していたり、等、あらゆる施策を講じながら、やはり、休業手当を払う中で、雇用調整助成金を使って休業手当を払いながら雇用を守ろうとする、そういう事業主の方、経営者の方、これをしっかりと支援していく必要があると思います。

今回は特に、これまでの製造業、リーマンのときは製造業等が多かったように記憶をしておりますけれども、一時的な営業自粛等、飲食店とかサービス業を中心に出てきている。なかなかこれまで雇用調整助成金にない方も多いということを踏まえて、特に小規模の事業主に対しては、過去の賃金は計算せずに、幾ら払った、その実績でいいとか、そういった思い切った対応もさせていただこうと思っております。

加えて、今委員御指摘のように、一定、もちろん審査もしていかなきゃなりませんけれども、できるだけ早く申請をしていただいで、早く支給をしていただく、こういったメカニズムをどう組み込んでいくのか。そのためにも、どの程度の書類がそろえば申請できるという、そういった意味での簡略化と、そして私どもの方の処理手続の迅速化等を行うことによって、当初申し上げたように申請から二週間程度で支給することによって、一回目は休業手当の資金を用意していただかなかありませんが、二回目については雇用調整助成金も活用していただながら休業手当の支給等ができる、こういう状況をつくっていきたいというふうに思っています。

○白石委員 その簡素化の中に、休業計画は必須書類じゃなくて、もしあれば出してくださいとい

うぐらいにし、さらに、おっしゃったとおり、今打撃を受けているのは、飲食店とかあるいは小さな小売店が一番打撃を受けている。そういったところは、法定三帳簿と言われていてあるようなものもともと備えていないというところがありますので、だからといって、それが必須になっている以上、後から改ざんもできないというところで逡巡しているというのが現状ですから、そこをもう、あれば出してくださいと。

やはり一番確認しないといけないポイントというのは、休業手当を出したのかどうか。そこさえ確認したら出していくというふうにしたら相当簡略化されると思いますし、また、人員の手当てとおっしゃいましたけれども、今、手があいているところも随分あるでしょうから、そこにどんな応援隊を送り込んでいただきたいと思いません。

次は年金なんですけれども、今の私の問題意識は、基礎年金のところが減る、あるいは基礎年金だけで生活している人をどうするかということです。

基礎年金をこれから減らさないためにはどうすればいいか。マクロ経済スライドを三十年もかけさせるんじゃないかと、あるいは、被雇用者適用拡大によって一年だけ短縮しました、そんな小幅なものじゃなくて、これを、二階部分、報酬比例と同じ七年度にするか、ゼロにするためには、国民年金の財政に一括して資金を振り込むということをお願いしました。

今回は、それまでだと、これから減るのを減らすだけで、じゃ、今、基礎年金ぐらいしかない人

がどうやって生活するかというところには答えていない。そのことについて、提案を含めて質問しようと思いましたが、また次回にしたいと思います。

ありがとうございます。